

2026年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2026年4月28日（火）18時30分～20時30分

町田市庁舎2階 2-2会議室

【1】開会

【2】諮問

- (1) (仮称) 町田市障がい者プラン27-32の策定について

【3】挨拶

- (1) 新規委員及び事務局挨拶

【4】報告事項

- (1) 2026年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定について
- (2) 町田市障がい者プラン21-26 重点施策の2025年度実績について（計画部会）
- (3) (仮称) 町田市障がい者プラン27-32の策定について

【5】議事

- (1) 日中サービス支援型グループホームの開設前の評価について（一部非公開）
- (2) 日中サービス支援型グループホームの事業開始後の評価について（一部非公開）

【6】その他

【7】閉会

【配布資料】

- ・ 2026年度第1回町田市障がい者施策推進協議会 次第
- ・ 資料1 諮問書写し「(仮称) 町田市障がい者プラン27-32」の策定に係る検討について
- ・ 資料2 2026年度町田市障がい者施策推進協議会委員名簿・事務局職員名簿
- ・ 資料3 2026年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定
- ・ 資料4 町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2025年度実績について
- ・ 資料5 (仮称) 町田市障がい者プラン27-32の策定について
- ・ 資料6 日中サービス支援型共同生活援助 事業計画書
- ・ 資料7 日中サービス支援型共同生活援助 事業報告書

次回の協議会について

2026年度 第2回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2026年7月24日（金）



26町地障第18号
2026年4月28日

町田市障がい者施策推進協議会
会長 石渡 和実 様

町田市長 稲垣 康治



諮問書

町田市障がい者施策推進協議会条例（平成22年10月町田市条例第29号）第2条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「(仮称) 町田市障がい者プラン27-32」の策定に係る検討について

2 諮問理由

町田市では、「町田市地域ホッとプラン」において、基本理念として「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を掲げ、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができるまちの実現を目指して、これまで、「町田市性の多様性の尊重に関する条例」や「町田市子どもにやさしいまち条例」、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定してまいりました。

障がい者施策においては、障害者基本法に基づく障がい者施策の基本計画である「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供に関する「障がい福祉事業計画」を一体化した「町田市障がい者プラン」を策定しております。

現行の「町田市障がい者プラン21-26」が2026年度で終了するため、2027年度から2032年度を期間とする「(仮称) 町田市障がい者プラン27-32」の策定に係る検討について、諮問いたします。

町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2026年4月28日時点）

	所属	役職	氏名
1	会長 東洋英和女学院大学	名誉教授	いしわた かずみ 石渡 和実
2	職務代理 特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク	副理事長	つつみ あいこ 堤 愛子
3	委員 法政大学	現代福祉学部 教授	さとう まゆみ 佐藤 繭美
4	委員 昭和女子大学	人間社会学部 福祉社会学科 教授	ねもと はるよ 根本 治代
5	委員 一般社団法人 町田市医師会		たかはし こう 高橋 航
6	委員 公益社団法人 東京都町田市歯科医師会	副会長	まつざき しげのり 松崎 重憲
7	委員 まちされん	会長	おの ひろし 小野 浩
8	委員 町田市障がい児者自立支援研究・研修会	代表	もり きみお 森 公男
9	委員 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	事務局長	かんだ たかし 神田 貴史
10	委員 町田地域障がい者支援センター	センター長	まちだ ゆうこ 町田 由布子
11	委員 町田市障がい者 就労・生活支援センターりんく	センター長	ふじもと えりこ 藤本 英理子
12	委員 町田市身体障害者福祉協会	副会長	かとう よしと 加藤 喜人
13	委員 町田市聴覚障害者協会	会長	すなだ あきこ 砂田 安貴子
14	委員 特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会	会長理事	いいなが きいちろう 飯長 喜一郎
15	委員 町田市障がい児・者「親の会」連絡会	会長	つちだ ゆきこ 土田 由紀子
16	委員 町田市民生委員児童委員協議会	鶴川第一地区会長	おぎの じゆんこ 荻野 淳子
17	委員 町田商工会議所	常議員	すやま しんじ 陶山 慎治
18	委員 東京都立町田の丘学園	副校長	くどう まきのり 工藤 政則
19	委員 町田公共職業安定所	所長	しらと じゆんいち 白戸 順一

町田市障がい者施策推進協議会事務局職員

所属・役職	氏名
地域福祉部 障がい福祉課長	新谷 太
地域福祉部 障がい福祉課 担当課長	中川 尚紀
地域福祉部 障がい福祉課 総務係長	土志田 健
地域福祉部 障がい福祉課 支援係長	中川 慎介
地域福祉部 障がい福祉課 福祉係長	並木 薫
地域福祉部 障がい福祉課 総務係担当係長	藤田 信行
地域福祉部 障がい福祉課 総務係担当係長	西川 悠然
地域福祉部 障がい福祉課 支援係担当係長	有田 和子
地域福祉部 障がい福祉課 支援係担当係長	渡部 敬
地域福祉部 障がい福祉課 支援係担当係長	増田 謙一郎
地域福祉部 障がい福祉課 支援係担当係長	藤川 亜衣
地域福祉部 障がい福祉課 支援係担当係長	福吉 昌子
地域福祉部 障がい福祉課 福祉係担当係長	篤永 康彦

事務局担当者	氏名
地域福祉部障がい福祉課 総務係	畠山
	野村

■ 2026年度の町田市障がい者施策推進協議会及び各専門部会の開催スケジュール(予定)

2026年	町田市障がい者施策推進協議会	障がい者計画部会	各専門部会
4月	第1回 町田市障がい者施策推進協議会(4/28) 【諮問】 ・(仮称)町田市障がい者プラン27-32の策定について 【報告事項】 ・2026年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定について ・町田市障がい者プラン21-26 重点施策の2025年度実績について(計画部会) ・(仮称)町田市障がい者プラン27-32の策定について 【議事】 ・日中サービス支援型グループホームの開設前の評価について ・日中サービス支援型グループホームの事業開始後の評価について	第1回計画部会(全体会①)(4/21) ・重点施策(実行プラン)の2025年度実績振り返り ・計画の構成、基本理念、基本方針、施策の方向性の検討	
5月		第2回計画部会(全体会②)(5/19) ・分野別の現状と課題の検討	第1回 相談支援部会(5/29)
6月		第3回計画部会(作業部会①)(6/11) ・福祉事業計画2025年度実績の振り返り ・サービス見込量、見込量確保のための方策の検討 ・障害福祉計画の国の基本指針の共有	第1回 就労・生活支援部会(6/4)
7月	第2回 町田市障がい者施策推進協議会(7/24) 【報告事項】 ・町田市障がい者プラン21-26 重点施策の2025年度実績について(就労・生活支援部会、相談支援部会) ・(仮称)町田市障がい者プラン27-32の策定について	第4回計画部会(作業部会②)(7/6) ・サービス見込量、見込量確保のための方策の検討 第5回計画部会(全体会③)(7/14) ・施策・施策目標、取組内容、現状と課題の検討 ・重点施策(実行プラン)の検討	
8月	第3回 町田市障がい者施策推進協議会(8/19) 【報告事項】 ・町田市障がい者プラン21-26(障がい福祉事業計画)2025年度実績について ・(仮称)町田市障がい者プラン27-32の策定について	第6回計画部会(作業部会③)(8/12) ・サービス見込量、見込量確保のための方策の検討 第7回計画部会(全体会④)(8/14) ・重点施策(実行プラン)の検討	第2回 就労・生活支援部会(予定) 第2回 相談支援部会(予定)
9月		第8回計画部会(全体会⑤)9/17) ・重点施策(実行プラン)の検討 ・計画素案(パブリックコメントに諮るもの)の検討	
10月	第4回 町田市障がい者施策推進協議会(予定) ・計画素案(パブリックコメントに諮るもの)の承認 【報告事項】 ・障がい者差別の2025年度状況及び取組み 【議事】 ・自立支援協議会について		
11月			
12月			
2027年 1月	第5回 町田市障がい者施策推進協議会(予定) ・答申(案)の承認 【報告事項】 ・パブリックコメント実施結果の報告 ・各部会の2026年度活動報告	第9回計画部会(全体会⑥)(1/19) ・パブリックコメント実施結果の報告 ・答申(案)の作成	
2月	(仮称)町田市障がい者計画プラン27-32(案)の答申(2月中旬)		
3月			

※ その他、各部会からの報告事項等があれば、随時障がい者施策推進協議会でも取り上げます。

町田市障がい者プラン21-26後期計画（2024～2026）

重点施策における2025年度実績

町田市障がい者プラン21-26後期計画（2024～2026）「第2章 町田市がとりくむこと」の「分野別の課題と施策」では、11の分野で「重点施策（実行プラン）」を定めています。
この資料では、全18事業の2025年度の実績をまとめています。

評価基準

◎：目標以上進んでいる ○：目標どおり進んでいる △：目標を下回っている

<実績まとめ>

ページ	障がい者プランのページ	事業	2025年度評価
P2	P26	1 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	○
P4	P27	2 障がいがある人の生涯学習機会の充実	○
P6	P33	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	○
P8	P34	4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	○
P10	P35	5 グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施	△
P12	P42	6 重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定	○
P14	P43	7 障がい者雇用の促進に関するとりくみ	○
P16	P44	8 （仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大	○
P18	P50	9 相談支援体制の強化	○
P20	P51	10 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	○
P22	P56	11 短期入所事業所の基盤整備	○
P24	P60	12 医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知	○
P26	P63	13 聴覚障がいの理解及び手話の普及促進	△
P28	P64	14 市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	◎
P30	P69	15 避難体制の充実	○
P32	P74	16 障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備	○
P34	P77	17 行政窓口における意思疎通の環境整備	○
P36	P80	18 障がい福祉人材の確保方策	○

重点施策 1	障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。	計画冊子 26ページ
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	
所管課	スポーツ振興課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバドミントン体験教室を開催できない期間ありましたが、3か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。後期計画では、パラバドミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大をはかり、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。	
事業概要	市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室をおこないます。特に、パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手等を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進をはかります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発をはかります。	

現状値	目標値		
2025年度	2024年度	2025年度	2026年度
1,305人	1,200人	1,200人	1,200人

実績報告				
2025年度	取組内容	パラバドミントン体験会を函師小学校、成瀬中央小学校、南第三小学校、町田第三小学校、山崎小学校、金井小学校、町田第六小学校、高ヶ坂小学校、七国山小学校、つくし野小学校の計10校、602名に対して実施しました。また、スポーツ推進委員が市内小学校8校、703名に対してポッチャ指導を行い、合計1,305名が障がい者スポーツを体験しました。		
	取り組んだことによる成果	パラスポーツに対する児童の関心が高く、選手のプレーを直接観たリアクションや、体験会後の児童の声でも好意的な声が多くあがりました。また、障がいがある方でも車の運転が可能なことや車いすで乗り越えられる段差の実演を見ることで、障がい理解に繋がりました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	1,048,000円		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		ポッチャ体験については参加校参加児童数ともに昨年同様の数値となり、パラバドミントン体験については参加校数が昨年よりも2校減少し、目標値には達しましたが参加児童数も94名減少しました。2026年度も引き続き1クラス2時間実施を実施していくとともに、より多くの学校が実施できるよう調整し、パラスポーツの普及啓発や障がい理解の促進に繋げることが求められます。		

重点施策 1	障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。	計画冊子 26ページ
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	
所管課	スポーツ振興課	
2026年度の取組内容	<p>ボッチャ体験については、引き続き多くの児童が参加できるよう魅力ある体験を提供していきます。</p> <p>また、参加児童数の減少が見られたパラバドミントン体験については、授業内容の工夫等を検討し、参加しやすい環境づくりを進めます。あわせて、競技の特性や魅力、障がいのある選手の工夫や努力を分かりやすく伝える指導内容とすることで、体験を通じた理解の深化を図ります。</p> <p>これらの取組を通じて、児童がパラスポーツに親しむ機会を継続的に提供し、共生社会の実現に向けた意識啓発につなげていきます。</p>	

重点施策 2	障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。	計画冊子 27ページ
事業名	障がいがある人の生涯学習機会の充実	
所管課	生涯学習センター	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりにくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無にかかわらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。	
事業概要	障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「町田市教育プラン24-28」に基づき、本施策にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障がい当事者の方やその方に関わる支援者、関係機関等に対する意見聴取の実施	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	再構築した仕組みの担い手の検討 ※2028年度実施予定

実績報告				
2025年度	取組内容	2024年度に引き続き、改修工事に伴う生涯学習センターの休館中においても、活動場所や活動日数、支援スタッフ体制の調整などを行い、事業を継続して安全に実施しました。また、事業の新たな仕組みづくりにあたり、実施要項に定める一学級あたりの学級生数と支援スタッフ数の適正数について検証しました。		
	取り組んだことによる成果	生涯学習センターの休館中は、障がいがある学級生にとって不慣れた場所での活動となりましたが、支援スタッフ始め事業関係者と検討を重ね、事業を続けることができました。また、定員数の基準や在籍期間を設けるなど安全かつ公平に学習するための実施体制構築の準備を行うことができました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	3,129,575円		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		支援スタッフが減少傾向にあるなか、事業を持続できるような実施体制でとりくむ必要があります。		

重点施策 2	障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。	計画冊子 27ページ
事業名	障がいがある人の生涯学習機会の充実	
所管課	生涯学習センター	
2026年度の実施内容	事業を持続できるよう、安全かつ公平に学習するための実施体制の検証を行うとともに、減少傾向にある支援スタッフ等担い手の確保に向けた検討を行います。	

重点施策 3	地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。	計画冊子 33ページ
事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、7事業所を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実をはかります。	
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

実績報告				
2025年度	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 町田市のホームページに地域生活支援拠点等についてを掲載しました。 提出された記録書から地域課題を整理し、町田市障がい者施策推進協議会（相談支援部会）にて検証・検討を行いました。 地域生活支援拠点等連絡会を開催し、介護者の疾病等の緊急時対応についての情報交換を行いました。 		
	取り組んだことによる成果	相談支援事業所（4事業所）と短期入所（4事業所）の8事業所が新たに地域生活支援拠点等として加わりました。ケース会議に基づく記録書が9件提出され、相談支援部会にて内容を分析、課題の抽出を行い、拠点等が適切に運営されていることが確認されました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		市内事業所に訪問し事業への参加を促す活動等を行ったことにより、地域生活支援拠点等は8事業所増えました。課題としては、緊急時の受け入れ態勢の強化など、引き続き機能の充実に向けた取り組みが必要です。		

重点施策 3	地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。	計画冊子 33ページ
事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
所管課	障がい福祉課	
2026年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会で町田市の地域生活支援拠点等の機能の充実について検討していきます。 ・記録書等から抽出した地域課題を町田市障がい者施策推進協議会へ報告し、解決に向けた議論につなげます。 	

重点施策 4	保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。	計画冊子 34ページ
事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。後期計画では、保健所と障がい福祉課合同で専門部会を開催することとなりました。引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。	
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。 会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の実施 年2回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

実績報告				
2025年度	取組内容	「精神疾患を抱える方が地域で安心して生活するために」をテーマに専門部会を2回開催しました。特に「医療（が中心の）フェーズ」の課題に焦点を当て、市内医療機関を対象に医療中断予防に関するアンケートを実施しました。10月の専門部会ではアンケート結果の共有と意見交換を行い、1月の専門部会では具体的な対策の検討及びその対策を広める方法の検討を行いました。 また、2024年度に続き市内の入院病棟がある3か所の病院を訪問し、退院支援の取り組みと地域の機関で連携するための意見交換をしました。		
	取り組んだことによる成果	会議で出た意見を基に関係機関向けに支援図を作成しました。精神障がいのある方が入院から退院、地域生活を送るという状況を段階的に定め、各段階の支援機関の関わりを表にし、視覚的にも理解していく取り組みができました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	458,400円		

重点施策 4	保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。	計画冊子 34ページ
事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	
所管課	障がい福祉課	
2025年度の実績を ふまえた2026年度の課 題	医療中断を予防するための仕組みとして、地域における支援体制の構築について引き続き検討していくことが求められています。	
2026年度の実行内容	引き続き「医療（が中心の）フェーズ」の課題に焦点を当て、支援圏の充実を目指します。事例検討などを行い、地域課題を明らかにし、支援機関の連携を図ります。	

重点施策 5	グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。	計画冊子 35ページ
事業名	グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後の後期計画でのとりくみ	前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。	
事業概要	グループホームの支援の質の向上をはかるため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度重複障がい者向けのグループホームの支援や計画的な整備について検討をおこない、施策を実施します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	①訪問件数:5施設 ②施策の検討	①訪問件数:5施設 ②施策の検討・策定	①訪問件数:5施設 ②施策に基づいた実施

実績報告				
2025年度	取組内容	市内のグループホーム5施設を訪問するとともに、町田市内では数の少ない日中サービス支援型グループホームの運営状況の把握を目的として市外の日中サービス支援型グループホーム2施設を視察しました。また、町田市知的障がい者グループホーム等連絡会にて研修会を実施し、約20名の参加者と地域連携推進会議の円滑な実施に向けた意見交換を行いました。これらの取り組みを踏まえ、施策について検討を行いました。		
	取り組んだことによる成果	町田市内では数の少ない日中サービス支援型グループホームの取り組み状況を確認することができました。また、町田市知的障がい者グループホーム等連絡会で研修会を実施し、地域連携の強化や、サービスの透明性・質の確保を目的とした「地域連携推進会議」の制度について参加者の理解を深めることができました。		
	評価	△	評価の理由 ※◎と△のみ	施策について検討を進めたものの、策定には至りませんでした。
	事業費	—		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		重度障がい者の受け入れにあたっては、人員確保や支援の専門性を高める研修体制の構築、地域・医療機関との連携、設備の整備に加え、限られた資源の中で重度の障がいがある方の受け入れを確保していくことが課題となっています。		

重点施策 5	グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。	計画冊子 35ページ
事業名	グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施	
所管課	障がい福祉課	
2026年度の実施内容	引き続き、市内グループホーム5施設を訪問するとともに、重度障がい者を受け入れるグループホームの安定的な運営に関する施策の策定に向けて検討を進めていきます。	

重点施策 6	市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。	計画冊子 42ページ
事業名	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます。	
事業概要	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	調査・検討	整備方針の策定	方針に基づいた施策の実施

実績報告				
2025年度	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護については、個別相談を通じて新規開設を促す取り組みを継続しました。 施設ごとの利用者数の差異の要因や障がいの状況・課題について、市内の障がい者支援センターとの意見交換を通じて整理し、重い障がいがある人の日中活動支援に必要な方策を検討しました。 		
	取り組んだことによる成果	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護は、重い障がいがある方を受け入れることができる施設の開設に繋がりました。 市内の障がい者支援センターとの意見交換を通じて、①重い障がいのある方を受け入れられる施設数が十分ではない、②各施設における支援力向上の必要性、③利用者・保護者と施設、および施設同士の情報共有の場の不足の課題があることがわかり、整備方針としてまとめることができました。 		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		

重点施策 6	市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。	計画冊子 42ページ
事業名	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定	
所管課	障がい福祉課	
2025年度の実績を ふまえた2026年度の課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数を上回る定員総数の状況を維持できるように新規開設を促す取り組みを継続していく必要があります。 ・利用者と施設の適切なマッチングを実現するため、施設の支援力向上を図るとともに、利用者・保護者と施設、および施設同士が情報を共有できる場を整備していく必要があります。 	
2026年度の実行内容	引き続き、新規開設を促す活動を継続するとともに、事業所利用に向けた適切なマッチングを図るための情報提供事業の実施にむけた検討を進めていきます。	

重点施策 7	市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。	計画冊子 43ページ
事業名	障がい者雇用の促進に関するとりくみ	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用につとめました。後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。	
事業概要	障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用の啓発活動をおこないます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	企業訪問：5か所	企業訪問：5か所	企業訪問：5か所

実績報告				
2025年度	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用率未達成の市内事業所5か所(学校法人2、医療法人社団2、株式会社1)に訪問し、障がい者雇用の啓発活動を行うとともに、事業所が抱える課題について意見交換を行いました。 障がい者雇用をどう進めていくかをテーマに、町田商工会議所と障がい者雇用セミナーを共催で実施しました。 		
	取り組んだことによる成果	<ul style="list-style-type: none"> 取り組んできた期間や熟度によらず事業所ごとに個別の課題を抱えていることがわかりました。 障がい者雇用を一般の採用と同じイメージでとらえマッチングや障がい理解の重要性を理解できていない事業所が多く、特別支援学校のプログラムの利用などの提示が効果的なケースが多くありました。 訪問した法人からは、課題解決につながる意見交換ができたことに対して好評な意見をいただきました。 		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		障がい者雇用に対し、業種ごとに課題が異なることを踏まえ、引き続き訪問する業種を変えて取組を継続します。		

重点施策 7	市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。	計画冊子 43ページ
事業名	障がい者雇用の促進に関するとりくみ	
所管課	障がい福祉課	
2026年度の実施内容	引き続き、市内に多い業種の中で、訪問できていない業種に対して取組を継続します。	

重点施策 8	2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。	計画冊子 44ページ
事業名	(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大	
所管課	職員課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりくんでいきます。	
事業概要	市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した(仮称)ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大をはかり、採用者数の増加を目指します。また、障がいがある職員が安心して働くことができるような環境づくりにとりくみ、職場への定着を目指します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①障がい者雇用率 2.32% ②(仮称)ワークサポートルーム未設置 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置準備 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置・運用開始 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)

実績報告		
取組内容	<p>①2025年4月に、障がいのある職員を常勤職員と会計年度任用職員合わせて5名採用しました。あわせて、新たな手帳取得者からの情報提供などもあり、障がいのある職員数が増加しました。</p> <p>②2025年4月にワークサポートルーム専用の部屋を確保して、障がいのある職員を3名増員(合計5名)するとともに、専任の支援者を2名採用しました。封入・封緘、シール貼り、シュレッダー作業等、各部署から多くの軽作業の依頼が入ってきており、好評を得ています。</p> <p>③2025年度の採用後1年以内の離職者数は0人でした。新規採用職員の面談に加え、障がいのある職員を対象にオフサイトミーティングを実施しました。2025年4月に障がい事由に係る定期通院の病気休暇を導入しました。2026年1月には初の試みとして、全職員を対象とした障がいに関する理解促進のためのeラーニングを実施しました。2026年2月には、管理職・係長を対象とした障がい者雇用に関する理解促進研修を実施しました。</p>	

重点施策 8	2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。			計画冊子 44ページ
事業名	(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大			
所管課	職員課			
2025年度	取り組んだことによる成果	<p>①2025年6月1日時点の障がい者雇用率は2.4%でした。法定雇用率(2.8%)には達していませんが、常勤職員と会計年度任用職員ともに3障がいを対象とした採用試験を行い、着実に障がいのある職員の人数を増やしています。</p> <p>②ワークサポートルームの職員を増員したことで、各部署からより多くの業務依頼を受けることができました。支援者を採用することにより、障がいのある職員が安心して働ける環境を整備しました。</p> <p>③オフサイトミーティングやアンケートの意見をふまえて導入した、障がい事由に係る定期通院の病気休暇は、これまで年次有給休暇等を使って通院していた職員から好評を得ています。例年、管理職・係長を対象とした研修を行っていましたが、全職員を対象とするeラーニングを行うことで、各職員が障がいについて考え、理解する機会を設けることができました。</p>		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題	2026年7月には法定雇用率の引き上げが予定されているため、雇用拡大を継続しながら、定着支援もより充実させる必要があります。			
2026年度の実績内容	2026年4月には、障がいのある常勤職員と会計年度任用職員を合計5名増員します(内1名はワークサポートルーム)。なお、ワークサポートルームについては、2026年4月に一回り大きな部屋に移転し、障がいのある職員を1名増員(合計6名)、支援者を1名増員(合計3名)します。また、オフサイトミーティングや研修等は引き続き行っていきます。			

重点施策 9	障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 50ページ
事業名	相談支援体制の強化	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。後期計画では、引き続き講習会や連絡会等のさらなる内容充実にとりくみます。	
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化をはかります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催

実績報告				
2025年度	取組内容	相談支援事業所連絡会を3回開催しました。第1回（6月27日）は社会福祉法人を運営している学識経験者を講師に「相談支援事業所の地域づくりについて」と題して、相談支援事業所の役割についての研修会を行いました。第2回（10月7日）は、「緊急時予防対応プラン」をその場で作成し、作成したプランをもとにグループワークを行い、作成における工夫や実践報告を行いました。第3回（1月28日）は、「町田市の防災について」をテーマに町田の防災について学び、個別避難計画の作成についてグループワークを行い、防災と個別避難計画の担当部署と意見交換を行いました。また、障がい者支援センターが相談支援事業所と事例検討や情報交換を行う地域会議を開催しました。		
	取り組んだことによる成果	障がい者支援センターと主任相談支援専門員と市の協働で相談支援事業所連絡会の内容を企画しました。第2、3回と対面で行い、「素朴な質問ができる」、「横のつながりができる」、「参考になった」等の声がありました。3回を通して支援者としての課題を共有し、よりよい支援のあり方を考える機会となりました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		

重点施策 9	障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 50ページ
事業名	相談支援体制の強化	
所管課	障がい福祉課	
2025年度の実績を ふまえた2026年度の課 題	障がいのある方に対する支援は複雑化・複合化しているため、地域の相談窓口である障がい者支援センターや相談支援事業所には、更なる支援力の向上が求められています。	
2026年度の実施内容	相談支援事業所からのアンケートをもとに、連絡会に求めることや、事業所が抱える課題等を検討し、多くの相談支援専門員が参加して情報を共有・蓄積できる連絡会等を開催していきます。	

重点施策 10	課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。	計画冊子 51ページ
事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。	
事業概要	障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、問題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などをおこなう事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的におこなってまいります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施

実績報告				
2025年度	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度新たに抽出した調査対象者（知的障害者手帳は持っているがサービスの利用がない）71名に対して、10月から調査を行いました。調査を踏まえて孤立化のリスクが高いと判断した55名に対して、電話や訪問による調査を行い、対象者本人の状況と意向を確認しました。そのうち9名については、相談支援の必要性が把握できたため、次年度以降も継続的に相談支援を行うこととしました。 ・継続的な相談支援が必要な対象者（2022、2023、2024年度対象者）については、上半期に21名、下半期に18名に対し訪問や電話にて、将来に向けたサービスの利用案内や、緊急時の相談先などについて相談支援を行いました。 		
	取り組んだことによる成果	これまで調査等の結果を分析したところ、比較的重度の障がいのある方については、関係機関が関わっていることが確認できました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		

重点施策 10	課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。	計画冊子 51ページ
事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	
所管課	障がい福祉課	
2025年度の実績を ふまえた2026年度の課 題	現在相談支援を受けていない障がいの程度が軽い方の8050世帯に対して、他機関と連携した継続的な調査と支援が必要です。	
2026年度の実行内容	4年間調査を実施した分析をもとに、今後も調査対象者を検討し、必要な調査を実施して相談支援を行っていきます。継続的支援が必要な対象者には、他機関と連携し相談支援を行います。	

重点施策 11	障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 56ページ
事業名	短期入所事業所の基盤整備	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。後期計画では、引き続き短期入所事業所の基盤整備にとりくんでいきます。	
事業概要	短期入所は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。第5期計画※期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施・検証	実施	実施	実施・検証

実績報告				
2025年度	取組内容	グループホームの開設相談時に、地域ニーズを踏まえた短期入所の併設を促し、短期入所の必要性の理解が得られるよう取り組みました。		
	取り組んだことによる成果	2025年度は、短期入所の新規開設について合計5件の相談がありました。内訳は、短期入所単独型が1件、日中サービス支援型GH併設型が4件です。開設の実績については、短期入所単独型の1か所（2床）と、日中サービス支援型GH併設型の1か所（2床）の計2か所（4床）増加しました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		短期入所事業所数は増加傾向にありますが、依然として地域によって事業所の数に偏りがあることが課題です。		

重点施策 11	障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 56ページ
事業名	短期入所事業所の基盤整備	
所管課	障がい福祉課	
2026年度の実施内容	引き続き、グループホーム開設相談時に、短期入所の併設を促します。	

重点施策 12	障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。	計画冊子 60ページ
事業名	医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知	
所管課	障がい福祉課・保健総務課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成29年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めています。	
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めています。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施	実施	実施	実施・検証

実績報告				
2025年度	取組内容	診療所81件、施術所31件の医療従事者に対し、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例概要版を活用し、障害者差別解消法及び町田市条例の周知を図ると共に、合理的配慮への理解を求めました。		
	取り組んだことによる成果	市内医療機関に障害者差別解消法及び町田市条例を周知したことにより、より多くの医療機関で合理的な配慮への理解が進んだと考えられます。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		医療機関における合理的な配慮への理解を更に進めるため、引き続き医療機関に対する丁寧な説明が必要です。		

重点施策 12	障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。	計画冊子 60ページ
事業名	医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知	
所管課	障がい福祉課・保健総務課	
2026年度の実施内容	引き続き、医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めています。	

重点施策 13	聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。	計画冊子 63ページ
事業名	聴覚障がいの理解及び手話の普及促進	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者の確保・育成をはかります。	
事業概要	聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人の意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。実施を通じて、聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①ボランティア養成コースの修了率82% ②手話通訳者登録試験の合格者数2人	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上

実績報告				
2025年度	取組内容	①手話講習会を開講しました。 ②手話通訳者登録試験を実施しました。		
	取り組んだことによる成果	①手話講習会ボランティア養成コース（基礎クラス）において、受講生57人中、47人が修了しました（修了率82%） ②手話通訳者登録試験において、受験生18人に対して、合格者は1人でした。		
	評価	△	評価の理由 ※◎と△のみ	手話通訳者登録試験の合格者数が目標の2人以上に対して、1人だったため。
	事業費	9,410,000円		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		手話講習会の受講者数は目標値を維持しましたが、手話通訳者登録試験の合格者が目標値に届かなかったため、引き続き合格者の増加をめざします。		

重点施策 13	聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。	計画冊子 63ページ
事業名	聴覚障がいの理解及び手話の普及促進	
所管課	障がい福祉課	
2026年度の実施内容	<p>①講習会業務を委託している町田市社会福祉協議会と協力しながら、引き続き講習会の充実に努めていきます。</p> <p>②2022年度に改定した「町田市手話講習会ガイドライン」に基づいた新教育課程で学んでいる受講生が手話通訳者登録試験を受験するのが2026年度となります。</p> <p>新教育課程で学んでいる受講生の状況を注視しながら、合格者数の増加を目指していきます。</p>	

重点施策 14	発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。	計画冊子 64ページ
事業名	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
所管課	福祉総務課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を採り入れたとりくみが実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改訂し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます	
事業概要	だれもが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知をはかります。また、②情報発信をおこなう事業者等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインのとりくみを広く知ってもらえるよう検討をすすめます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改訂（骨子案の作成）	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改訂	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発

実績報告			
2025年度	取組内容	市職員を対象とした情報バリアフリーの周知方法として、新規採用職員研修（82名）や2023年度から導入した音声コードの作成ソフト「Uni-Voice」の操作研修（6名）、eラーニング（2,606名）を実施しました。また、FC町田ゼルビアや商工会議所等の事業者に対し、2024年度に改定した情報バリアフリーハンドブックを配布しました。	
	取り組んだことによる成果	「Uni-Voice」の操作研修やeラーニングを実施したことにより、不特定多数の方が閲覧する冊子や通知を作成する課から導入方法について相談を受けるなど、市職員の情報バリアフリー意識の醸成につなげることができました。また、事業者からも「Uni-Voice」導入についての相談が増え、事業者に対しても情報バリアフリーの意識醸成を促すことができました。	
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ 当初予定していた研修のほか、市職員を対象に情報バリアフリーに関するeラーニングを実施し、2,606名に受講してもらうことで、市職員の情報バリアフリー意識の醸成につなげることができたため。
	事業費	—	

重点施策 14	発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。	計画冊子 64ページ
事業名	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
所管課	福祉総務課	
2025年度の実績を ふまえた2026年度の課 題	<p>市職員の情報バリアフリー意識が醸成されている一方で、市の申請用紙等における色やフォントの視認性に配慮がない等、情報バリアフリーへの理解がまだ足りない点があります。</p> <p>また、事業者については、ハンドブックの配布以外の方法で更なる周知啓発に努める必要があります。</p>	
2026年度の実施内容	<p>引き続き、新規採用職員や市職員に向けて、情報バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する研修を行うことで市職員の情報バリアフリーの意識醸成を促すのに加え、市が発行する書類のバリアフリー状況を把握します。</p> <p>また、事業者については、情報バリアフリーハンドブックを配布するだけでなく、研修の実施等情報バリアフリーを啓発する機会について検討します。</p>	

重点施策 15	障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。	計画冊子 69ページ
事業名	避難体制の充実	
所管課	防災課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。後期計画では、障がいがある人の避難先の充実をはかり、新たに避難施設の確保にとりくみます。	
事業概要	障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
避難施設の要件検討	候補となる避難施設の検討	候補となる避難施設との調整	避難施設の確保

実績報告				
2025年度	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 候補となる避難施設と避難時の課題等について意見交換を行いました。 要配慮者や障がいのある方々が避難生活を不自由なく送れる避難施設の候補施設を検討しました。 		
	取り組んだことによる成果	<ul style="list-style-type: none"> 候補選定を行え、多様なニーズも把握することができました。 		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		<ul style="list-style-type: none"> 候補となる避難施設との意見交換を通じ、避難者の受け入れにおける具体的な課題の抽出を進めています。引き続き、施設と対話を重ね、避難者と避難施設双方にとって最適な体制の構築に努めます。 障がいのある方々の多様なニーズに対応するには、在宅避難なども含めて、対応できる体制を検討する必要があります。 		

重点施策 15	障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。	計画冊子 69ページ
事業名	避難体制の充実	
所管課	防災課	
2026年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の要望も踏まえて、受入先の確保に努めます。 	

重点施策 16	障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。	計画冊子 74ページ
事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。後期計画では、市・障がい関係者・関係機関等で構成された新たな会議体を設置することで、障がいの理解促進と差別解消に向けたとりくみをさらにすすめていきます。	
事業概要	障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有をはかります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の場の検討	会議体の設置 協議の実施 年1回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

実績報告		
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市障がい者施策推進協議会を開催し、町田市における障がい理解の取組と市における障がいを理由とした差別相談の事例等を共有しました。 ・「広報まちだ」では12月の障害者週間に合わせて12月1日号で障がいの特集を行いました。今年は手話について、デフアスリートへのインタビュー記事を掲載しました。また、手話クイズのコーナーを11月15日、12月1日号の2回のほかに、手話に関するコラムを計5回掲載しました。 ・障がい者雇用の法定雇用率が未達成の企業に対して、企業訪問（重点施策7）を行いました。 ・「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の普及啓発のための出前講座、イベント参加を29回行いました。
2025年度	取り組んだことによる成果	<ul style="list-style-type: none"> ・手話やデフアスリートの記事を書ける事により、町田市手話言語条例についての周知ができました。 ・企業訪問（重点施策7）の際に、障がい者差別解消条例の説明を行い、障がい者雇用の問題意識を共有できました。 ・心のバリアフリーハンドブックの発行に合わせ、小学校で条例の出前講座を行い、障がい者差別や合理的配慮の提供について、より若い世代への理解啓発ができました。

重点施策 16	障がい者を理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。			計画冊子 74ページ
事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備			
所管課	障がい福祉課			
	評価	○	評価の理由 ※◎と△ のみ	—
	事業費	15,400円		
2025年度の実績を ふまえた2026年度の課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例施行から1年が経過し、引き続き条例周知の取組の効果測定を実施する必要があります。 ・ 障がい理解を深めるため、様々な主体への周知活動を検討・実施する必要があります。 			
2026年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市における障がいを理由とする差別相談等について、障がい施策推進協議会へ報告 ・ 広報まちだでの障がいに関する特集 ・ 出前講座 ・ 各種イベントに参加し、障がいの理解啓発を行う 			

重点施策 17	障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。	計画冊子 76ページ
事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。しかし、聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があることから、後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知をはかります。	
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口へ手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口へ手話通訳者が派遣可能である旨の周知をはかります。	

現状値	目標値			
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

実績報告				
2025年度	取組内容	①市役所の他部署の窓口へ手話通訳者を派遣しました。 ②職員向けの手話入門研修（職員課主催）において、庁内手話通訳派遣制度の案内と依頼時の留意事項を周知しました。		
	取り組んだことによる成果	市役所の他部署の窓口25課（117件）に手話通訳者を派遣しました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	243,360円		
2025年度の実績をふまえた2026年度の課題		他部署への派遣実績について、目標を達成することができましたが、市庁舎以外の市機関における窓口等に手話通訳を派遣することができていません。		

重点施策 17	障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。	計画冊子 76ページ
事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備	
所管課	障がい福祉課	
2026年度の実施内容	今後、遠隔手話通訳も含めて、行政窓口における意思疎通の環境整備について検討を進めていきます。	

重点施策 18	市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。	計画冊子 80ページ
事業名	障がい福祉人材の確保方策	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。若者に障がい福祉の分野に関心をもってもらえるよう働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。	
事業概要	児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保をはかります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい福祉分野への就職促進にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
方策の策定	実施	実施	実施・検証

実績報告			
2025年度	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市の福祉施設において仕事の体験の機会をつくり、大切さと魅力を伝えることで、福祉分野への就職促進につなげることを目的として、大学生・専門学生を対象に、市内の町田市の福祉現場を見学・体験できる「福祉の現場をのぞいてみるバスツアー！」を開催しました。（いきいき総務課と共催） ・「町田市障がい者スポーツ大会」では、ボランティアとして市内のガールスカウトと福祉専門学校生にご協力をお願いしています。障がいがある方と一緒に活動する機会を設けることにより、福祉分野への理解促進を行いました。（スポーツ振興課と共催） ・「福祉のしごと相談・面接会」では、市内の障がい者・高齢者・児童の施設の仕事の紹介、相談など、事業所の担当者と直接話ができる場として開催しました。（町田市社会福祉協議会と共催） 	
	取り組んだことによる成果	バスツアーの見学先は3施設で、5名の学生が参加しました。障がい者スポーツ大会は福祉専門学校からのボランティアが33名、ガールスカウトが18名参加しました。福祉のしごと相談・面接会では40名の方が来場しました。	
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ

重点施策 18	市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。		計画冊子 80ページ
事業名	障がい福祉人材の確保方策		
所管課	障がい福祉課		
	事業費	1,240円	
2025年度の実績を ふまえた2026年度の課 題	「福祉の現場をのぞいてみるバスツアー！」について、広報まちだの他に、大学、専門学校等にチラシを配布しましたが、参加者数が想定以下でした。2026年度は広報先を追加し、参加者の増員を目指します。		
2026年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉の現場をのぞいてみるバスツアー！」 ・「町田市障がい者スポーツ大会」 ・「福祉のしごと相談・面接会」 		

- ・障がい者施策の推進をより効果的なものとするため、市で作成している他分野の計画を参考に新たに設定。
- ・評価については従来どおり「取組内容（重点施策）」別に行うほか、「施策」段階においても行うことについて評価指標も含め検討中

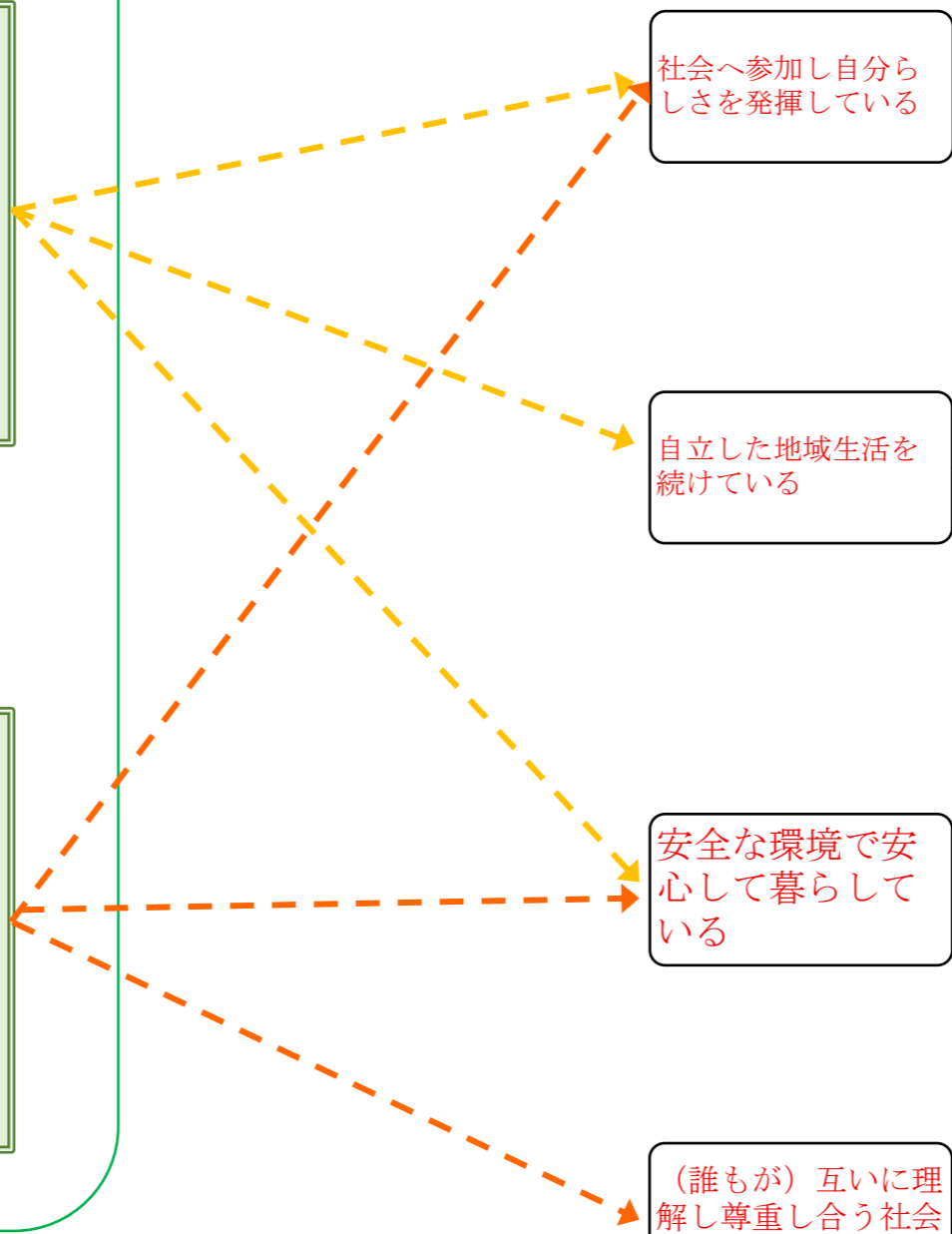
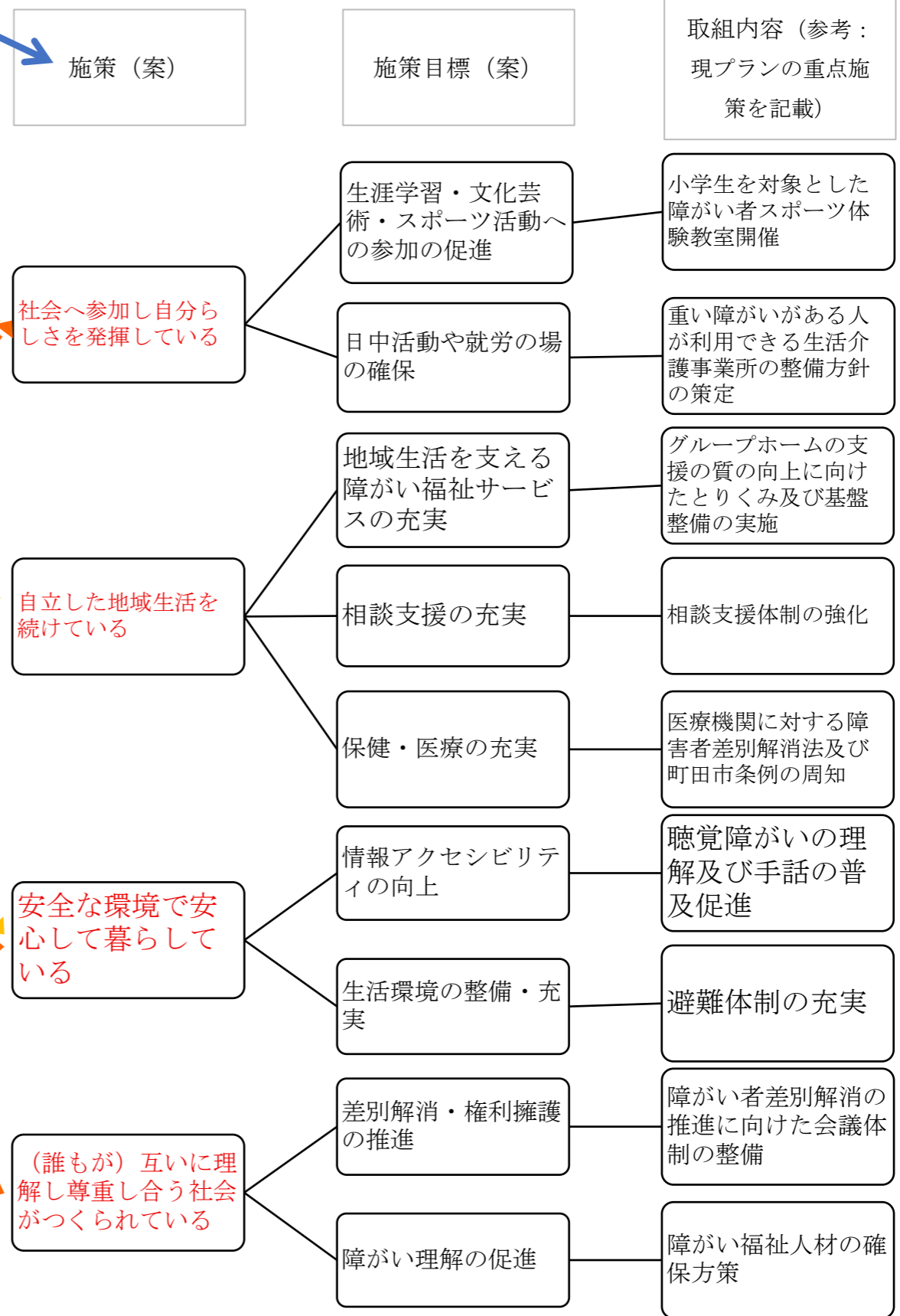
(仮称) 町田市障がい者プラン27-32

基本理念 「障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしさを発揮することができ、ありのままの自分で生活できるまち」

基本方針

地域での暮らしを生涯にわたって
支える仕組みをつくる

障がい理解を促進し、
差別をなくす



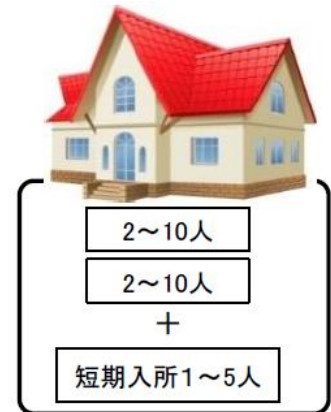
日中サービス支援型共同生活援助に係る評価について

1. 共同生活援助（グループホーム）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている、障害福祉サービスの1類型。共同生活援助には、介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型の3類型があります。

2. 日中サービス支援型共同生活援助

- 障がい者の重度化・高齢化に対応するために 2018 年度の障害福祉サービス等報酬改定で創設された共同生活援助の新しいサービス類型です。
- 常時の支援体制を確保し、相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う必要があります。
- 1つの建物への入居は20名まで認められています。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設が必須となっています。
- 事業指定は東京都が行っています。
- 町田市においては、2025年5月1日に「AMANEKU町田野津田町」が開設済です。



3. 開設前の評価と開設後の評価

- 事業者は、事業所を地域に開かれたサービスとすることによりサービスの質を確保する観点から、開設前（事業指定の申請前）と開設後、定期的（年1回以上）に、地方公共団体が設置する協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。
- 町田市における評価の場（評価会議）は「町田市障がい者施策推進協議会」で行います。

4. 開設前の評価会議について

- 評価会議では、事業者が出席の上、開設するGHについて説明（5分想定）を行います。その後、委員から事業者へ質疑応答（15分想定）を行います。
- 質疑応答終了後、事業者は退出します。その後、委員間での意見交換及び評価を行います。
- 評価会議としての評価については事務局にて書面にまとめ、開催日から2週間を目安に、事業者へ通知します。

日中サービス支援型共同生活援助 事業計画書【新規指定時】

Ver.2026/3

記入日 令和8年4月6日

事業者名 株式会社 Mii

区分	記入欄						
1 基本情報	事業所名	アイダーホーム町田		2 人員配置 ※1ヶ月分のシフト表(想定)を添付してください。	管理者	1人	
	開所予定日	2026年			サービス管理責任者	1人(非常勤)	
	所在地	東京都町田市図師町字三号603番8			日中	世話人	
	物件所有	賃貸				常勤	0人
	定員数(共同生活援助)	14人(男性 14人)			非常勤	5~10人	生活支援員
	定員数(短期入所)	2人(男性 2人)			夜間	常勤	
	主たる対象者	知的 身体 精神 難病等				非常勤	0人
	ユニットの内訳	定員数の内訳			夜間支援従事者		
	ユニット名:アイダーホーム図師A(仮)	7人(男性 7人)			常勤	5~10人	
	ユニット名:アイダーホーム図師B(仮)	7人(男性 7人)			非常勤	5~10人	
事業を開始する目的や理由	当法人ではこれまで包括型グループホームの運営を通じて支援を行ってまいりましたが、日中の支援体制の不足や重度の障害を有する方への継続的な支援の必要性、ご家族の介護負担の増大に加え利用者の高齢化といった課題が明らかとなっております。また、地域においては重度の障害を有する方の受け入れ先が限られており安心して生活できる場の確保が求められています。これらの課題を踏まえ、日中活動と生活支援を一体的に提供する日中サービス支援型グループホームを開設し重度の方や高齢化にも対応可能な支援体制の構築を図ります。あわせて、レスパイト機能や緊急時の受け入れにも対応し、在宅生活の継続を支える環境整備を目的とします。						
町田市(当地域)に開設する理由	当法人が運営するアイダーホーム忠生においては、重度の障害を有する方からの入居に関する問い合わせが多く寄せられておりますが受け入れ体制の制約により十分に対応できていない現状があります。また、町田市内においては重度の障害を有する方が入居可能なグループホームが限られており受け皿不足が課題となっております。このような状況を踏まえ、地域ニーズに応えるとともに重度の障害を有する方が安心して生活できる場を確保するため町田市において日中サービス支援型グループホームを開設するものです。						
3 利用者状況(想定)	主な障がい種別と利用者人数			介助ニーズが高い方の受入れ			
	身体	2人	日中の活動場所(内訳)	<input checked="" type="checkbox"/> 車椅子利用者 <input checked="" type="checkbox"/> 重度重複障がい者 <input checked="" type="checkbox"/> 強度行動障がいのある者			
			①GH内 1人 ②GH外(日中の通所先有) 1人				
	知的	10人	日中の活動場所(内訳)				
			①GH内 5人 ②GH外(日中の通所先有) 5人				
精神	人	日中の活動場所(内訳)					
		①GH内 人 ②GH外(日中の通所先有) 人					
難病等	2人	日中の活動場所(内訳)					
		①GH内 1人 ②GH外(日中の通所先有) 1人					
障害者支援区分の平均			区分5				
町田市民の想定割合			利用者の見込のうち町田市民の割合: 100 %				

区分	No.	項目	記入にあたって	記入欄
4 運営状況	1	日中の支援内容	<p>①日中の支援プログラムの内容についてにご記入ください。</p> <p>②ホーム内での余暇や外出、イベントなどの余暇支援についてご記入ください。</p> <p>※利用者の1日の流れ(想定)を添付してください。</p>	<p>日中については、利用者の状況に応じて生活介護や就労継続支援等の通所先の利用を基本とし、安定した日中活動の継続を支援する。一方で、通所が困難な利用者や体調不良等により事業所で過ごす利用者については、個々の障害特性や心身の状態に配慮し事業所内において日中支援を実施する。具体的には、日常生活支援や室内活動に加え敷地内における野菜作り等の軽作業を取り入れ無理のない範囲で活動機会を提供する。</p> <p>また、散歩や公園への外出等を通じて身体活動や気分転換の機会を確保する。さらに、季節行事や誕生日会等のイベントを月1回以上実施し楽しみや生活のメリハリにつながる支援を行う。日々のルーティンを重視し、安心して過ごせる環境づくりを行うことで生活リズムの維持および情緒の安定を図る。なお、関係機関や家族と連携しながら利用者一人ひとりに適した日中活動の確保および支援内容の調整を行う。</p>
	2	食事提供	<p>①食事内容(弁当/調理、調理の場合はその方法)、②栄養士の有無、③健康配慮への工夫についてご記入ください。</p>	<p>食事については、全て手作りにて提供し、家庭的で温かみのある食事提供を行う。</p> <p>栄養バランスに配慮し、主食・主菜・副菜をきほんとした献立とし利用者の健康状態や嗜好に応じた工夫を行う。また、アレルギーや持病、嚥下状態等に応じた個別対応を行う。</p> <p>現時点では専任の栄養管理士は配置していないが、今後検討していく。</p> <p>さらに、日々の体調確認や服薬確認と併せて健康状態の把握に努め必要時には医療機関と連携する体制を整える。</p>
	3	日々の健康管理	<p>①日々の健康チェック方法、②服薬管理、③通院同行についてご記入ください。</p>	<p>『健康管理チェックシート』 体温測定・顔色確認・食欲・活動レベルの確認・利用者本人のからの体調申告</p> <p>『服薬管理』 服薬セット時に担当者とは別の職員が薬の種類・数量・時間を確認(ダブルチェック)。その後、担当者が服薬介助または服薬確認を行う。服薬実施後は記録を行う。</p> <p>『通院同行』 通院予定は事前に把握・管理。必要に応じて職員が同行。通院結果や指示内容については記録。職員間で共有。</p> <p>必要に応じて保護者(家族)へも情報共有を行う。</p>
	4	医療との連携体制	<p>①医師や看護師、②医療機関との連携についてご記入ください。</p>	<p>①利用者の健康管理については、サービス管理責任者が看護師資格を有しており必要に応じて専門的視点からの助言・指導を受けられる体制を整える。なお常勤ではないが、必要時には速やかに連絡・相談ができる体制を確保。日常的な体調確認については職員間で情報共有を行い、利用者の健康状態の把握に務める。</p> <p>②医師および医療機関との連携については、必要に応じて受診調整や情報共有を行い適切な医療支援につなげる体制を整える。緊急時には速やかに医療機関へ連絡し、必要に応じて救急対応を行う。</p>
	5	体調の急変や事故等の緊急対応の方法	<p>健康面に関する緊急対応についてご記入ください。</p>	<p>利用者の健康面に関する緊急時には、職員が速やかに状態観察を行い緊急性の判断を行う。必要に応じて医療機関への連絡や救急要請を行い、迅速な対応を実施する。あわせて、家族および関係機関へ速やかに状況報告を行う。</p> <p>日頃から利用者の既往歴や服薬状況、健康状態について職員間で共有し緊急時に備える。</p> <p>サービス管理責任者は看護師資格を有しており、必要に応じて専任的助言を受けながら対応する体制を整える。なお、常勤ではないため不在時においても統一した対応ができるよう緊急時対応手順の共有および職員への周知徹底を図る。</p>

6	他の障害福祉サービス事業所との連携方法	どのような事業所との連携を計画しているか、事業所名も含めてご記入ください。	他の障害福祉サービス事業所との連携については、今後積極的に行っていく予定。開設前においては、日中支援を実施している他事業所に協力を依頼し職員研修の一環として見学や実地研修の機会を設けることを検討している。これにより、支援技術や対応方法の向上を図り、質の高い支援提供につなげていく。 また、開設後においても通所先や相談支援事業所等と連携し情報共有や支援方針の調整を行いながら利用者一人ひとりに適した支援を提供する体制を整える。
7	地域との交流	地域との関わり方、イベント参加等についてご記入ください。	地域との交流については、利用者が地域の一員として安心して生活できるよう、無理のない範囲で関わりを持つことを大切にする。 日常的に、散歩や買い物等を通じて地域との自然な関わりを持つ機会を設ける。また、地域で開催される行事やイベント等については利用者の状況や希望に応じて参加を検討し、社会参加機会の確保に努める。 近隣住民への挨拶やマナーの徹底等を行い、地域との良好な関係構築に努める。 今後、町内会や関係機関との連携についても検討し、地域とのつながりを深めていく。
8	短期入所の運営方針	想定している利用形態や受入れ方法、ひと月あたりどの程度の利用を見込むのか等についてご記入ください。 重度で介助量の多い方は事業所から断られている実態がありますが、どのような方でも緊急時の受入れは可能ですか。	短期入所については、各棟1室を短期入所用居室として確保し利用者の受け入れを行う予定。 利用形態としては、家族の休息(レスパイト)や一時的な生活支援を目的とした利用を想定しており、利用者の状況に応じて柔軟に対応する。利用見込みについては、居室の空き状況に応じて受け入れを行うこととし、継続的な利用に加え空室時には積極的な受け入れを行う予定。 また、重度の障害を有する利用者についても、個々の状態や支援体制を踏まえたくえで受け入れを行う。緊急時の受け入れについても、可能な限り対応し関係機関と連携しながら柔軟に対応する体制を整える。
9	虐待防止のための取組み	虐待防止のための職員研修や、内部・外部でのチェック体制、その他の取組みについてご記入ください。	虐待防止については、職員に対し定期的に研修を実施。障害特性の理解や適切な支援方法、虐待防止に関する知識の向上を図り職員全体への周知徹底を行う。 内部においては、日々の支援内容について職員間で共有を行い不適切な対応が無いが相互に確認できる体制を整える。さらに、管理者およびサービス管理責任者による定期的な確認を行い、支援内容の適正化に努める。外部の視点としては、相談支援専門員や関係機関との連携を通じて、支援状況の確認や助言を受ける体制を整える。 その他、虐待防止委員会の設置や苦情・相談窓口の明確化を図り、虐待の未然防止および早期発見・早期対応に努める。
10	金銭管理	金銭管理についてご記入ください。	利用者の金銭管理については、本人の能力や希望に応じた支援を基本とし自己管理が可能な場合はその力を尊重する。自己管理が困難な場合は、家族と相談・同意を得たくえで事業所にて管理を行い出納帳の記録および金銭の保管を適切に実施。 管理にあたっては、複数の職員による確認体制を整え、記録と実際の金額の照合を行うことで不正や誤りの防止に努める。 さらに、買い物等の機会を通じて金銭の取り扱いに関わる支援を行い、利用者の自立につなげる。

11	支援の質を高めるための体制や取り組み	支援を行う者の資格取得、内部研修や外部研修の受講、その他質を高める取組みについてご記入ください。	支援を行う職員については、資格取得の促進を図るとともに内部研修および外部研修への参加を通じて支援技術の向上に努める。内部研修については、障害特性の理解・虐待防止・感染症対策・支援方法をテーマに定期的実施。外部研修についても積極的に受講し、最新の知識や支援技術の習得に努める。また、研修で得た内容については職員間で共有し事業所全体の支援の質の向上につなげる。
12	近隣住民への説明	開設前における近隣住民や町内会・自治会等への説明について、想定している方法や説明状況等をご記入ください。	開設前に、近隣住民に対し管理者等が戸別訪問を行い、事業所の概要や運営方針について説明を実施する。不在の場合は、同内容を記載した挨拶文を投函する。 必要に応じて町内会と連携し、説明の場を設ける。説明にあたっては、入居者の生活状況・職員の見守り体制(夜間を含む)・騒音やゴミ出し等の地域生活における配慮事項について具体的に説明する。 また、緊急時や苦情発生時の連絡体制を明確にし迅速な対応を行うことで地域住民が安心できる運営に努める。 ※現在は開設時期が未定であるため、近隣住民への説明は実施していない。
13	運営や設備における特色や工夫	当事業所ならではの特色やアピールポイントがあればご記入ください。	当事業所では、食事は全て手作りとし家庭的で温かみのある食事提供。また、利用者とともに調理を行う機会を設けることで生活の一部として楽しみながら取り組めるよう支援。 日中活動や通所先との連携も重視しており、保護者会やイベント等への積極的参加。 さらに、季節行事や誕生日会等のイベントにも力を入れ利用者の楽しみや生活のメリハリにつながる支援。 家族の来訪については随時受け入れ可能とし、利用者の生活の様子を共有できる開かれた事業所運営を心掛ける。なお、来訪時には他利用者への配慮や生活環境の維持にも十分配慮する。
14	これまでの運営実績	他に運営実績がある場合は、サービス名と運営開始時期をご記入ください。 (例:2019.4～包括型グループホーム2箇所、2022.4～生活介護事業所1箇所)	【放課後等デイサービス・児童発達支援施設】 ・アイダージュニア中央教室 ・アイダージュニア武庫之荘教室 ・アイダージュニア豊中教室 ・アイダージュニア西浦和教室 【障がいグループホーム】 ・アイダーホーム川口栄町(包括型、2022年度開設) ・アイダーホーム川口中青木(包括型、2022年度開設) ・アイダーホーム蕨北町(包括型、2023年度開設) ・アイダーホーム川口第二中青木(包括型、2024年度開設) ・アイダーホーム綾瀬(包括型、2024年度開設) ・アイダーホーム亀有(包括型、2024年度開設) ・アイダーホーム忠生(包括型、2024年度開設)
15	その他	あればご記入ください。	一人ひとりのペースに合わせた支援を行い、安心と楽しみの両立を大切に事業所運営を行う。

利用者の1日の流れ（ルーティンを維持しながら楽しみを組み込む支援）

当事業所では、重度の知的障害・身体障害・精神障害のある利用者に対し生活の構造化を最優先とした支援を行います。

時間帯は原則固定し、活動内容のみを調整することで安心感を確保します。

強い刺激や急な変更は避け、事前説明と視覚支援を徹底します。

【平日の流れ】

6：30 起床

- ・毎日同じ時間に同じ順序で声掛け
- ・睡眠状況確認（中途覚醒の有無、表情、発汗）
- ・バイタル確認（必要時） ・トイレ誘導またはトイレ介助
- ・おむつ交換 ・陰部洗浄（必要時）
- ・整容、更衣支援、歯磨き

7：30 朝食・服薬

- ・誤嚥防止の姿勢保持 ・食事摂取量確認 ・服薬確認及び記録
- ・水分摂取量記録 ・朝食時、飲み物2択（選べる楽しさ） ・食事介助
- ・朝食後の自然排便促進 ・排便の有無を記録 ・トイレ介助

8：30 1日の見通し提示

- ・ホワイトボード／写真、絵カードで提示
- ・『今日は散歩があります』など具体的に説明 ・変更時は必ず事前説明
- ・本人の理解度に応じて繰り返し確認

※見通しが持てないことによる不安・行動障害を予防

9：00～11：30 午前活動

月曜日から金曜日で内容を変えるが時間は同じ（案）

- ・月：近隣散歩
- ・火：音楽鑑賞＋リズム体操
- ・水：創作活動（塗り絵・など）
- ・木：室内軽運動（
- ・金：簡易ゲーム活動（絵カード合わせなど）

※終了5分前に予告し、切り替え支援

11：30 クールダウン・水便補給

- ・静かな音楽
- ・水分補給
- ・落ち着くスペースで過ごす

12：00 昼食・服薬

- ・朝食と同様の流れを固定

13：00～14：00 休息

- ・照明を落とす
- ・ベットで横になる
- ・声掛け最小限

※疲労蓄積による行動障害予防の為必ず確保

14：30 午後の活動（楽しみの時間）

安心の枠組みの中で楽しみを提供（案）

- ・公園散歩
- ・映画鑑賞
- ・タブレットや携帯で好きな動画
- ・季節行事 等

※刺激が強すぎる場合は自室へ誘導

16：00 入浴

- ・順番固定
- ・入浴前に説明
- ・体調確認
- ・必要時2人体制
- ・水分補給
- ・更衣も同じ手順で実施

18：00 夕食・服薬

- ・朝食、昼食と同様の流れを固定

19：00 団らん

- ・穏やかなTV番組
- ・今日の振り返り 等

20：00 就寝準備

- ・トイレ誘導、トイレ介助
- ・更衣介助
- ・就寝前服薬
- ・水分補給
- ・就寝時間は固定

21：00 就寝

- ・夜間巡回
- ・体位交換（必要時）
- ・睡眠状態確認

【休日の考え方】

休日も時間枠は変えず、午前・午後の活動内容の変更

- ・少し長めの散歩
- ・レクリエーション
- ・誕生日会や季節行事 等

※ただし終了時間は必ず守る

重度支援の基本姿勢

- ① 時間構造を固定する
- ② 活動の始まりと終わりを明確にする
- ③ 事前説明と視覚支援を徹底
- ④ 疲労を溜めない
- ⑤ 刺激過多を避ける
- ⑥ 安心の中で楽しみを提供する

水分補給・排泄

- 脱水予防の為 1日複数回の定時水分補給
- 便秘・失禁予防の為の定時排泄支援
- 排泄リズムの安定が行動安定につながる
- 水分・排泄を『偶発対応』ではなく『計画支援』として実施

強度行動障害を有する利用者への水分補給・排泄支援

当事業所では強度行動障害を有する重度利用者についても生活リズムの安定を最優先とし、予測可能で構造化された支援を実施します。

水分補給および排泄支援は、行動安定に直結する重要支援として位置付けています。

基本的考え方

- ① 突然の声掛けを行わない
- ② 必ず事前予告をする
- ③ 同じ職員が同じ順序で対応する
- ④ 拒否があった場合は一旦距離を取り再提示する
- ⑤ 無理に実施せずタイミングを見極める

水分補給支援の具体策

(1) 視覚的提示

- ・写真、絵カード、スケジュールボードで『次はお茶の時間』と事前提示
- ・タイマーを使用し予告 ※突然の介入による不穏を予防

(2) 環境調整

- ・刺激の少ない静かな場所で実地
- ・コップや容器は毎回同じものを使用。
- ・席を固定 ※変化による混乱を防止

(3) 拒否時の対応

- ・一度下げ、5分後に再提示
- ・量を減らす
- ・好みの温度へ調整
- ・好きな飲み物で代用
- ※強制はしない

(4) 過飲・拒水への対応

- 過飲傾向がある場合 →
 - ・提供量を計量カップで管理
 - ・『ここまで』と視覚的に示す
- 拒水傾向がある場合 →
 - ・ゼリー飲料で代替
 - ・食事時の汁物で補充

排泄支援の具体策

(1) 事前予告

- ・『あと5分でトイレ』と視覚提示
- ・決まったフレーズで声掛け
- ※切り替え困難を軽減

(2) 手順の固定

- ・トイレへ移動
- ・ドアを閉める
- ・ズボンを下げる
- ・座る
- ※毎回同じ順番で支援

(3) 感覚過敏への配慮

- ・照明を落とす
- ・換気扇音を最小限にする
- ・便座カバーを使用

(5) 排泄拒否・座位拒否時

- ・無理に座らせない
- ・一度終了し再度定時に誘導
- ・成功体験を積む

(6) 失禁時の対応

- ・叱責しない
- ・速やかに清拭
- ・皮膚状態確認
- ・職員間で情報共有
- ※自己肯定感を損なわない支援

行動障害予防との関連

以下の状態は行動悪化の前兆として観察します

- ・水分摂取量の急激な減少
- ・排便3日以上なし
- ・排尿回数増減
- ・腹部膨満
- ・落ち着きのなさ
- ※これらを早期に把握し、医療機関と連携します

専門性の明確化

- ・強度行動障害に配慮した予告支援
- ・環境調整による刺激軽減
- ・強制しない段階的支援
- ・水分、排泄を行動安定要因として管理
- ・記録に基づく評価、改善

資料6③ (想定シフト表)

町田	1	8:00~17:00	3	17:00~8:00
予定	2	11:00~20:00		
図師	1) 日勤 2) 中番 3) 夜勤			

※管理者、サービス管理責任者は別

2026年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
〇月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
A	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3
B	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3
C	1	3	休	1	3	休	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1
D	1	3	休	1	3	休	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3
E	2	2	3	休	1	2	3	休	2	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休
F	2	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	2
G	3	休	1	3	休	1	1	2	3	休	2	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	2	3
H	3	休	1	3	休	1	1	1	3	休	2	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休
I	3	休	1	3	休	1	2	3	休	3	休	1	1	3	休	1	3	休	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休
J	3	休	1	3	休	1	2	2	3	休	3	休	2	2	3	休	1	3	休	2	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1
K	休	1	3	休	1	2	3	休	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2
N	休	1	3	休	1	3	休	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1
M	休	1	2	2	3	休	1	3	休	1	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	2	3	休	1
L	休	1	2	2	3	休	1	3	休	1	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休

日中サービス支援型共同生活援助 事業報告書【開設後】

Ver.2026/3

記入日 令和8年3月31日

事業者名 株式会社AMATUHI

区分		記入欄												
1 基本情報	事業所名	AMANEKU町田野津田町								管理者		1人		
	指定日	令和7年 5月 1日								サービス管理責任者		1人(☑常勤 □非常勤)		
	所在地	町田市野津田町3177-1								日中	世話人		生活支援員	
	物件所有	☑自社 □賃貸									①常勤 0人、②非常勤 13人 (常勤換算後) 5.9人		①常勤 2人、②非常勤 3人 (常勤換算後) 3.0人	
	定員数(共同生活援助)	20人(男性10人、女性10人)								夜間	夜間支援従事者			
	定員数(短期入所)	2人(男性1人、女性1人)									①常勤 0人、②非常勤 12人 (常勤換算後) 3.2人			
	主たる対象者	☑知的 ☑身体 ☑精神 □難病等								専門職	看護師			
	ユニットの内訳	ユニットの内訳				定員数の内訳					☑有(常勤0人/非常勤1人) □無			
	ユニット名: AMANEKU町田野津田町1階	10人(男性10人、女性0人)									その他			
	ユニット名: AMANEKU町田野津田町2階	10人(男性0人、女性10人)												
ユニット名:	人(男性 人、女性 人)													
ユニット名:	人(男性 人、女性 人)													
3 利用者状況 (記入日時点)	主たる障がい	支援区分(人)					グループホーム内で日中過ごす人数(人)							
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分1~2	週1~2日	週3~4日	週5~6日	毎日				
	身体	1					1							
	知的	2	3	3			7			1				
	精神	1	2	7	1		4	1		6				
	難病等													
	年齢(人)	60代以上		50代	40代	30代	20代	10代	計					
	4		8	4	2	1	1	20						
障がい特性等(人)	車椅子利用者					3人								
	重度重複障がい者					1人								
	強度行動障がいのある者					3人								
	医療的ケアの必要な者					1人								
	その他					()								
4 運営方針	1. 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(サテライト型住居を含む。)において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。													
	2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。													
	3. サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の事業者との密接な連携を図るものとする。													

※直近1ヶ月分のシフト表(個人情報は要削除)を添付してください。

区分	No.	項目	記入にあたって	記入欄
5 運営状況	1	日中の支援内容	<p>①日中の支援プログラムの内容についてにご記入ください。</p> <p>②ホーム内での余暇や外出、イベントなどの余暇支援についてご記入ください。</p> <p><u>※利用者の1日の流れを添付してください。</u></p>	<p>①朝のTV体操を職員と希望利用者で実施。</p> <p>②余暇活動として編み物やネイルが女性利用者様には人気になっています。男性ですと余暇の時間はゆっくり過ごしたい方が多く、TV鑑賞や談笑していることが多いです。外出では平日、土日関わらず、利用者様の体調、職員の配置状況を考えた上でお散歩や外気浴を職員と一緒に実施しています。自立度の高い方はご自身でスーパーまで外出されている方やデイケアに行くために決められたお店まで毎日歩いて戻る練習を行っている方もいらっしゃいます。イベントでは男性向けにカップ麺くじ、女性向けにバレンタインパーティを直近では行いました。4月5日には薬師池へお花見と称し、お弁当を持ってお昼を食べに行きます。</p>
	2	食事提供	<p>①食事内容(弁当/調理、調理の場合はその方法)、②栄養士の有無、③健康配慮への工夫についてご記入ください。</p>	<p>①クックチル(湯煎)での提供。主食のみホームで炊飯器を使用して炊き立てを提供しています。</p> <p>②栄養士の配置はしておりません。</p> <p>③食べやすいように一口大、刻み食は職員が対応しています。毎月体重を計っており、訪問看護、医療機関と連携して対応しています。体重減少の方は補食の準備、肥満傾向の方には主食の量の調整などお一人おひとりにあった食事の提供を心がけています。</p>
	3	日々の健康管理	<p>①日々の健康チェック方法、②服薬管理、③通院同行についてご記入ください。</p>	<p>①毎朝のバイタルチェック、入浴時のお身体の確認を定期的に行っています。体調不良や異常が認められる場合には医療機関への相談とグループホーム内での変化の記録を通常とは異なる用紙を用いて記録、フルバイタル測定を指示の元、行っております。</p> <p>②薬局と連携して朝、昼、夕食後薬と眠前薬を一人ひとり分かるように配薬していただき、職員が配薬することでの誤薬を防止しています。職員の配薬が必要な場合は配薬後のWチェック、服薬前のWチェックの徹底を行い、誤薬防止に努めております。</p> <p>③通院同行は月に1回程度で行っております。現在は1名の方を定期的に支援させていただいております。他の方は往診やご自身の通院、ご家族での通院になります。</p>
	4	医療との連携体制	<p>①医師や看護師、②医療機関との連携についてご記入ください。</p>	<p>月に2度、内科医に往診に来ていただき、健康管理、定時薬・頓用薬の処方をお願いしております。内科とは別に同医療法人より精神科医にも往診に来ていただいております。弊社の訪問看護師、他社の訪問看護師の方とも連携を取らせていただき、オンコール体制を整えていただいております。</p>
	5	体調の急変や事故等の緊急対応の方法	<p>健康面に関する緊急対応についてご記入ください。</p>	<p>体調急変時には訪問看護ステーション、往診医にオンコールで対応しております。明らかに大きな変化がある場合は救急搬送も現場職員で判断しております。現場での対応が困難な事故等の緊急時にはスーパーバイザーやエリア責任者が現地に赴き、対応しております。</p>

6	他の障害福祉サービス事業所との連携体制	どのような事業所との連携を行っているか、事業所名も含めてご記入ください。	生活介護、就労継続支援B型事業所、病院デイケア、移動支援事業所と連携を取らせていただいております。 花の家、クラフト工房ラmano、こころみ、シャロームの家、町田市美術工芸館、むすぶ、かがやき、飛鳥病院デイケア、町田生活実習所、だんらんの家、よしの病院デイケア、かたつむりの家へ通所、通院、支援で連携させていただいております。 各階ご利用者様の相談支援事業所として相談支援センター ポンテ、まちのひ相談室、南地域障がい者支援センター、相談支援事業所ビギン、相談支援事業所うらら、相談支援事業所かけはし、セレリアンス・サポート町田、忠生地域障がい者支援センター、相談支援センターシオン、相談支援センターさくらの相談員様と情報共有など連携を取らせていただきます。
7	地域との交流	地域との関わり方、イベント参加等についてご記入ください。	地域連携推進会議にて自治会長様、障害福祉課の方にも来ていただき、情報共有をさせていただきました。 野津田町自治会主催の豆まきにも職員とご利用者様と参加させていただきました。 4月5日には薬師池へお花見を企画しており、お弁当を持ってお昼を食べる予定です。
8	利用者及びその家族からの苦情・要望等、その対応	①利用者及びその家族からの苦情・要望等、②その対応をどのように行ったかについてご記入ください。	職員によって支援方法が変わり、ルーティンが崩れる、毎日同じことを言わないといけないという苦情を受け付けました。 また、職員の情報共有ができておらずご家族様に同じことを複数回伺うことで弊社で使用している写真付きの支援方法をまとめた支援表をサービス管理責任者が主導となって作成、掲示と周知を行うことで統一した支援になるよう対策いたしました。 また、月に1度の会議にて支援の必要性や変化について社員で話し合い、変更点は支援表に反映できるようにいたしました。
9	短期入所の運営状況	①積極的に受け入れているか、②緊急時利用に対応できるかについてご記入ください。	短期入所は積極的に受け入れております。現在、男性1名、女性3名の方が繰り返しご利用いただいております。 空いている曜日でのご案内にはなりますが、随時見学を受け付けております。 緊急時の利用に関しても他にご利用者様がいらっしゃらない場合は受け付けが出来ます。
10	虐待防止のための取組み	虐待防止のための職員研修や、内部・外部でのチェック体制、その他の取組みについてご記入ください。	半年に一度の虐待防止研修、虐待防止委員会の他、疑義があった際には臨時の研修や数カ月継続する臨時の虐待防止委員会を実施しております。 弊社コンプライアンス課への内部通報システムもあり、エリア責任者以上の役職者のみが通報内容を把握し、通報者の秘匿性が守られる仕組みを整えております。 その他、担当SV(スーパーバイザー)の定期的な巡回やエリア責任者の巡回で虐待の芽を早期発見、早期対応により摘み取るようにしております。

11	金銭管理	金銭管理についてご記入ください。	<p>立替金制度を利用しています。 一時的に弊社のお金(小口)を使用してご利用者様のものを購入させていただき、月ごとの利用料に合わせて請求させていただいております。 記録は全てアプリを利用し、出金の際は職員2名以上の確認とご利用者様の確認を記録として残させていただいております。 使用する際には予め保護者、後見人への確認を行い、グループホーム都合のみでの使用はしないようにしております。 通帳や銀行印、キャッシュカードなどはエリア責任者のみが開錠権限を持つ専用金庫(通称:課長金庫)に保管しており、ホームの職員やスーパーバイザーには権限を持たせず、厳重に管理しております。 その反面、すぐには出金(またはお引き出し)できないため頻繁な出し入れが必要な場合は保護者や後見人に保管していただくようにしております。</p>
12	支援の質を高めるための体制や取り組み	支援を行う者の資格取得、内部研修や外部研修の受講、その他質を高める取り組みについてご記入ください。	<p>毎月、研修計画に則り、AMATUHILearningと呼ばれる独自の研修システムで動画研修と資料の読み込み、振り返りを行っております。 また、資格取得は推奨しており、一部の資格は取得に関する費用の会社負担も行っております。 スーパーバイザー向けの研修や将来ホーム長を担う可能性のある職員への研修なども随時行っており、支援の層が厚くなるように心がけております。</p>
13	地域連携推進会議の実施状況	地域連携推進会議の開催結果(開催日、参加者、参加者から挙げた意見・感想等)をご記入ください。	<p>1月14日(水)にAMANEKU町田野津田町で実施いたしました。 ご利用者様、ご家族、自治会長、障がい福祉課の職員、相談支援事業所の相談員にご出席賜りました。 自治会長さんから自治会のHPに地域のイベントがあるのでぜひ見てほしい、町田ゼルビアの試合なども見られるようになると地域の活性化につながる旨のご意見をいただきました。 (自治会長からのご意見を受け)後日、実際に自治会主催の豆まきイベントに利用者・職員で参加し、地域交流を深めることができました。</p>
14	グループホーム利用者の退去状況	直近1年間で、グループホームを退去された方がいる場合、その内容をご記入ください。	<p>現在、本入居された方で退去された方はいらっしゃいません。</p>
15	その他	あればご記入ください。	<p>令和8年12月に住居追加(ユニット増設)として町田市広袴に2店舗目の開所を進めております。 こちらも日中支援型のグループホームになりますが、野津田町では受け入れが少ない車椅子の方やより重度な方がご入居できるように既存ホームでの研修や資格取得を進めております。</p>

6 施設の利用状況

Ver.2026/3

■グループホームの入居状況(利用者数)について

ユニット1	利用者区分	利用者数(各月の月初時点の人数)											
		2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
ユニット名: AMANEKU町田野津田町1階 定員: 10人 定員内訳: 男性10人、女性0人	市内の方(人)	1	1	4	4	6	6	8	10	10	10	10	10
	市外の方(人)												
	計	1	1	4	4	6	6	8	10	10	10	10	0

ユニット2	利用者区分	利用者数(各月の月初時点の人数)											
		2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
ユニット名: AMANEKU町田野津田町2階 定員: 10人 定員内訳: 男性 0人、女性10人	市内の方(人)	1	1	1	2	2	3	9	10	10	10	10	10
	市外の方(人)												
	計	1	1	1	2	2	3	9	10	10	10	10	0

■短期入所の利用状況について

①: 実利用者数(人)

ユニット1	利用者区分		実利用者数(人)											
			2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
ユニット名: AMANEKU町田野津田町1階 定員: 1人 定員内訳: 男性1人、女性 0人	市内の方	【I】宿泊+日中支援	1	1	3	1	2	1	0	0	0	0	0	
		【II】宿泊のみ												
	市外の方	【I】宿泊+日中支援	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	
		【II】宿泊のみ												
	計		1	1	3	2	3	2	1	1	1	1	0	

ユニット2	利用者区分		実利用者数(人)											
			2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
ユニット名: AMANEKU町田野津田町2階 定員: 1人 定員内訳: 男性 0人、女性1人	市内の方	【I】宿泊+日中支援	0	1	1	3	3	0	0	2	1	1	2	
		【II】宿泊のみ												
	市外の方	【I】宿泊+日中支援	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	
		【II】宿泊のみ												
	計		0	2	2	4	4	1	1	3	1	2	3	

②: 延べ利用回数(回)

ユニット1	利用者区分		延べ利用回数(回)											
			2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
ユニット名: AMANEKU町田野津田町1階 定員: 1人 定員内訳: 男性1人、女性 0人	市内の方	【I】宿泊+日中支援	3	3	18	27	29	9	0	0	0	0	0	
		【II】宿泊のみ												
	市外の方	【I】宿泊+日中支援	0	0	0	4	2	3	6	6	6	6	7	
		【II】宿泊のみ												
	計		3	3	18	31	31	12	6	6	6	6	7	

ユニット2	利用者区分		延べ利用回数(回)											
			2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
ユニット名: AMANEKU町田野津田町2階 定員: 1人 定員内訳: 男性 0人、女性1人	市内の方	【I】宿泊+日中支援	0	3	2	9	7	0	0	8	3	5	4	
		【II】宿泊のみ												
	市外の方	【I】宿泊+日中支援	1	14	16	16	15	16	15	16	0	5	6	
		【II】宿泊のみ												
	計		1	17	18	25	22	16	15	24	3	10	10	

(AMANEKU日中サービス支援型) 1日の流れ スケジュール表

利用者	時間	基本業務	健康管理	夜間支援	洗濯	入浴 ※原則30分以内	清掃	送り・記録作成	勤務者①	勤務者②
								送り者が記録を作成する	※出社時体温記録・身だしなみチェック	
	0:00			夜間支援 館内巡回					世話人(夜勤)※休憩	夜間支援員
	1:00			夜間支援					世話人(夜勤)※休憩	夜間支援員 ※休憩
	2:00			夜間支援					世話人(夜勤)※休憩	夜間支援員 ※休憩
	3:00			夜間支援					世話人(夜勤)※休憩	夜間支援員
	4:00			夜間支援 館内巡回					世話人(夜勤)※休憩	夜間支援員
	5:00						共用部/外回り	夜間支援員→世話人(朝番)	世話人(夜勤)	夜間支援員
起床・検温等 居室ゴミ出し	6:00	起床支援/声掛 朝食準備	バイタルチェック						世話人(夜勤)	世話人(朝番)
朝食	7:00	朝食提供	バイタルチェック				ゴミ出し		世話人(夜勤)	世話人(朝番)
服薬 洗濯物出し(A~E)	8:00		服薬管理/ 提供前チェック					(8:50~9:00)集合送り 世話人(夜勤)→生活支援員	世話人(夜勤)	世話人(朝番)※30分休憩 8:00~
通所者出発	9:00	相談支援			洗濯 乾燥				生活支援員	世話人(朝番)
	10:00					入浴支援 A・B		世話人(朝番)→世話人(昼番)	生活支援員	世話人(朝番)
	11:00	昼食準備				入浴支援 C・D	トイレ キッチン		生活支援員	世話人(昼番)
昼食	12:00	昼食提供							生活支援員	世話人(昼番)
服薬	13:00		服薬管理/ 提供前チェック				リビング		生活支援員 ※休憩	世話人(昼番)
余暇活動/レク	14:00	余暇支援/レク							生活支援員	世話人(昼番)※30分休憩 14:30~
洗濯物出し (F~J)	15:00				洗濯 乾燥	入浴支援 E・F		世話人(昼番)→世話人(夜勤)	生活支援員	世話人(昼番)
通所者帰宅	16:00	相談支援						(16:00~16:10)集合送り 生活支援員→世話人(夜勤)	生活支援員 ※一部休憩 16:45~17:00	世話人(夜勤)
	17:00	夕食準備				入浴支援 G・H			生活支援員	世話人(夜勤)
夕食	18:00	夕食提供							生活支援員	世話人(夜勤)
服薬	19:00		服薬管理/ 提供前チェック			入浴支援 I・J	トイレ キッチン		世話人(夜番)	世話人(夜勤)
	20:00	相談支援	口腔ケア			入浴支援 予備・SS			世話人(夜番)	世話人(夜勤)
	21:00	リビング消灯 就寝支援/声掛					共用部/外回り		世話人(夜番)	世話人(夜勤)
入眠	22:00	共用部消灯		夜間支援 館内巡回				世話人(夜番)→夜間支援員	夜間支援員	世話人(夜勤)
	23:00	1日の記録整理		夜間支援					夜間支援員	世話人(夜勤)

洗濯可能時間 7~21時

入浴可能時間 7~21時

資料7③（2026年3月シフト表）

1F	3/1(日)	3/2(月)	3/3(火)	3/4(水)	3/5(木)	3/6(金)	3/7(土)	3/8(日)	3/9(月)	3/10(火)	3/11(水)	3/12(木)	3/13(金)	3/14(土)	3/15(日)
日勤社員(枠)	生活支援員 サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者 生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者 世話人	生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員 生活支援員	サービス管理責任者 世話人	生活支援員
夜勤業務	世話人	カイトク	派遣職員	世話人	派遣職員	世話人	カイトク	世話人	世話人	派遣職員	世話人	派遣職員	世話人	カイトク	世話人
朝番	世話人	世話人	世話人	派遣職員	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人
昼番	世話人	カイトク	世話人	配置なし	カイトク	世話人	世話人	世話人	カイトク	世話人	カイトク	カイトク	カイトク	カイトク	カイトク
夜番	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人 カイトク	世話人	世話人	世話人
夜間支援	世話人	カイトク	カイトク	世話人	世話人	世話人	カイトク	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	カイトク	カイトク	世話人
2F	3/1(日)	3/2(月)	3/3(火)	3/4(水)	3/5(木)	3/6(金)	3/7(土)	3/8(日)	3/9(月)	3/10(火)	3/11(水)	3/12(木)	3/13(金)	3/14(土)	3/15(日)
日勤社員(枠)	生活支援員 生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員
夜勤業務	カイトク	カイトク	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	カイトク	カイトク	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	カイトク
朝番	世話人	派遣職員	世話人	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人 世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人
昼番	世話人 世話人(OJT)	カイトク	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	カイトク	カイトク	世話人 世話人	世話人	世話人	世話人 世話人	世話人 世話人
夜番	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人
夜間支援	カイトク	世話人	世話人	カイトク	世話人	カイトク	カイトク	カイトク	カイトク	世話人	カイトク	世話人	カイトク	カイトク	カイトク

1F	3/16(月)	3/17(火)	3/18(水)	3/19(木)	3/20(金)	3/21(土)	3/22(日)	3/23(月)	3/24(火)	3/25(水)	3/26(木)	3/27(金)	3/28(土)	3/29(日)	3/30(月)	3/31(火)
日勤社員(枠)	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者 生活支援員	生活支援員	世話人	世話人	生活支援員	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者 生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員	生活支援員
夜勤業務	カイトク	派遣職員	カイトク	派遣職員	世話人	カイトク	世話人	カイトク	派遣職員	世話人	派遣職員	世話人	カイトク	世話人	カイトク	派遣職員
朝番	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人
昼番	カイトク	世話人	世話人	カイトク	カイトク	カイトク	世話人	カイトク	世話人	世話人	カイトク	カイトク	カイトク	カイトク	カイトク	カイトク
夜番	カイトク	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	カイトク	カイトク	カイトク	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人
夜間支援	カイトク	世話人 世話人(OJT)	世話人	世話人	世話人 世話人(OJT)	カイトク 世話人	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	カイトク 世話人
2F	3/16(月)	3/17(火)	3/18(水)	3/19(木)	3/20(金)	3/21(土)	3/22(日)	3/23(月)	3/24(火)	3/25(水)	3/26(木)	3/27(金)	3/28(土)	3/29(日)	3/30(月)	3/31(火)
日勤社員(枠)	サービス管理責任者 世話人	生活支援員	生活支援員	生活支援員 サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者 世話人	生活支援員	生活支援員	サービス管理責任者	サービス管理責任者 世話人	生活支援員	サービス管理責任者	サービス管理責任者	生活支援員
夜勤業務	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	カイトク	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	カイトク	カイトク	世話人
朝番	カイトク	世話人	世話人	世話人	カイトク	カイトク	世話人 世話人(OJT)	カイトク	世話人 世話人(OJT)	世話人	世話人	世話人 世話人(OJT)	世話人	世話人 世話人(OJT)	世話人	世話人 世話人(OJT)
昼番	カイトク	カイトク	世話人	世話人	カイトク	カイトク	世話人	カイトク	カイトク	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人 世話人	世話人
夜番	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	カイトク	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人
夜間支援	カイトク	世話人	カイトク	カイトク	カイトク	世話人	カイトク	カイトク	世話人 世話人(OJT)	カイトク	カイトク 世話人	カイトク	世話人	カイトク	カイトク	カイトク 世話人

勤務時間

【カイトクについて】カイトク株式会社が展開しているスポットワークの方です。

- 日勤社員(枠) 9:00～19:00
- 夜勤業務 16:00～翌9:00
- 朝番 6:00～11:00
- 昼番 11:00～16:00
- 夜番 19:00～22:00
- 夜間支援 22:00～翌6:00